

○千代田区建築物の耐震化促進助成要綱

平成7年10月4日7千建建発第47号

改正

平成10年7月27日10千都建発第28号

平成12年6月2日12千都建発第43号

平成14年4月19日14千都建発第8号

平成17年2月28日16千ま地域発第69号

平成18年3月15日17千ま地発第140号

平成19年3月12日18千ま地開発第107号

平成20年3月25日19千ま建発第295号

平成21年3月3日20千ま建指第312号

平成23年3月23日22千ま建指発第278号

平成26年7月16日26千ま建指発第88号

平成26年10月21日26千ま建指発第88号

平成27年3月31日26千ま建指発第334号

平成29年3月31日28千環建指発第218号

平成30年12月28日30千環建指発第151号

平成31年3月27日30千環建指発第217号

令和2年3月27日31千環建指発第218号

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区（以下「区」という。）内に存する建築物の耐震化に係る費用を助成することにより、地震時における建築物の安全性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 区内に存する建築物をいう。
- (2) 所有者等 建築物の所有者（一部を所有する者を含む。）及び管理者（区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体とする。）をいう。ただし、次に掲げる者は除く。

ア 国又は地方公共団体その他公的機関

イ 会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する会社に該当する者のうち、中小企業

基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に該当する者以外の者

ウ 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当する者以外の個人であって事業を営む者

(3) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づいて行われる建築物の地震に対する安全性の評価をいう。

(4) 補強設計 耐震診断に基づく建築物の補強工事の設計をいう。

(5) 緊急輸送道路 東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路をいう。

(6) 評定指針 耐震改修促進法に基づき国土交通大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日付国土交通省告示第184号）別添の指針をいう。

(7) 第三者機関 耐震診断及び耐震改修計画の内容について、評価を行う機関をいう。

(助成)

第3条 千代田区長（以下「区長」という。）は、建築物の所有者等が当該建築物の耐震診断及び補強設計（以下「耐震診断等」という。）を行う場合に、予算の範囲内で次の各号に掲げる費用（消費税に相当する額を除く。）の一部を助成することができる。

(1) 耐震診断に要する費用

(2) 補強設計に要する費用

(助成対象事業)

第4条 前条の助成（以下「助成」という。）の対象となる建築物の耐震診断等は、次の各号に適合するものでなければならない。

(1) 木造でないこと。

(2) 本要綱、千代田区マンションの耐震化促進助成要綱（平成20年6月23日20千ま建指発第61号）又は千代田区特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進助成要綱（平成23年10月24日付23千ま建指発第145号）に基づく同種の費用に係る助成金の交付を受けていないこと。

(3) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得た建築物であること。

(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令に重大な不適合がないこと。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 耐震診断にあつては、区長がやむを得ないと認めたもの。

イ 補強設計にあつては、不適合部分が特定され、当該部分の是正計画書が提出されたものの。

(5) 耐震診断にあつては、耐震性向上のための設計の方針及びそれに基づいた概算改修工事費用の把握に資するものであること。

(6) 補強設計にあつては、耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標をいう。以下同じ。）値が0.6未満相当であること。

(7) 評定指針に適合する水準にあることについて第三者機関の評定を受けたものであること。

(助成対象者)

第5条 助成について申請することができる者は耐震診断等を行う建築物の所有者等とする。

ただし、共同で所有する建築物については所有者全員により合意された代表者とする。

(助成額)

第6条 助成金の額は、第3条各号に掲げる費用で、別表に定める額を限度とする。ただし、既に本要綱による助成を受けた部分に係る費用は除く。

2 前項により算定した助成金の額に千円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てる。

3 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(事業計画承認)

第7条 耐震診断等の助成を受けようとする者は、事業の着手及び助成金の交付申請前に、耐震診断等に係る事業費の総額、年度ごとの事業工程及び事業費の内訳並びに事業完了予定時期等について、区長の承認を得なければならない。

2 前項の規定により承認を得ようとする者は、関係書類を添えて、建築物の耐震化助成事業計画承認申請書（第1号様式）により、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請の内容を審査し、承認することを決定したときは、建築物の耐震化助成事業計画承認通知書（第2号様式）により、助成対象事業とならないことを確認したときは、事業計画不承認を決定し、建築物の耐震化助成事業計画不承認通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(事業計画承認の変更)

第8条 前条第3項の規定に基づき事業計画の承認を受けた者（以下「施行者」という。）は、承認を受けた事業計画について、助成金の額に変更を生じさせる事業内容の変更をしようと

するときは、関係書類を添えて、建築物の耐震化助成事業計画変更承認申請書（第4号様式）により、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請の内容を審査し、変更を承認することを決定したときは、建築物の耐震化助成事業計画変更承認通知書（第5号様式）、助成対象事業とならないことを確認したときは、変更不承認を決定し、建築物の耐震化助成事業計画変更不承認通知書（第6号様式）により、施行者に通知するものとする。

3 施行者は、前条第3項の規定に基づく承認を受けた事業計画について、助成金の額に変更を生じさせない範囲で事業内容の変更をしようとするときは、関係書類を添えて、建築物の耐震化助成事業計画変更報告書（第7号様式）により、区長に報告しなければならない。

（交付申請等）

第9条 施行者は、交付に係る年度分の助成について、関係書類を添えて、建築物の耐震化助成交付申請書（第8号様式）により、区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、交付の対象となることを確認したときは、助成金の交付を決定し、建築物の耐震化助成交付決定通知書（第9号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第10条 施行者及び前条第2項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その承認及び決定された権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、区長の承諾を得た場合はその限りでない。

2 前項の区長の承諾を得ようとする者は、第8条第1項を準用し、区長に申請しなければならない。

（耐震診断等の実施）

第11条 交付決定者（着手する年度に交付申請を行わない場合は施行者）は、耐震診断等の請負契約を締結し、当該事業に着手したときは、速やかに関係書類を添えて、建築物の耐震化助成事業着手届（第10号様式）により、区長に届け出なければならない。

2 前項に規定する請負契約の変更契約を締結する場合は、その都度届け出るものとする。

（交付変更決定）

第12条 交付決定者は、決定を受けた助成金の額に変更が生じるときは、第8条に規定する事業計画変更承認を受けた後、関係書類を添えて、建築物の耐震化助成交付変更申請書（第11号様式）により、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは交付変更を決定し、建築物の耐震化助成交付変更決定通知書（第12号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（助成対象事業の取りやめ）

第13条 施行者は、事情により耐震診断等を取りやめるときは、建築物の耐震化助成事業廃止届（第13号様式）により、区長に届け出なければならない。

（状況報告）

第14条 区長は、耐震診断等の適正な履行を確認するため、施行者に対し、耐震診断等の実施状況に関する報告を求めることができる。

（完了実績報告）

第15条 交付決定者は、当該年度の第9条に規定する交付決定を受けた事業が完了したときは、速やかに関係書類を添えて、建築物の耐震化助成完了実績報告書（第14号様式）により、区長に報告しなければならない。

（交付する助成金の額の確定）

第16条 区長は、前条の報告を受けたときはその内容を審査し、当該年度の事業計画が適正に履行されたことを確認したときは、交付すべき助成金の額を確定し、建築物の耐震化助成交付金額確定通知書（第15号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第17条 前条により通知を受けた交付決定者は、建築物の耐震化助成金交付請求書（第16号様式）により、区長に助成金の交付を請求するものとする。

（助成金の交付）

第18条 区長は、前条の請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、当該交付決定者に助成金を交付するものとする。

（事業計画承認及び交付決定の取消し）

第19条 区長は、施行者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、事業計画承認及び交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）不正の手段により事業計画承認及び交付決定を受けたとき。
- （2）この要綱及び法令に基づく区の命令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定に基づき事業計画承認又は交付決定を取り消したときは、建築物の耐震化助成事業計画承認及び交付決定取消通知書（第17号様式）により、当該施行者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第20条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る助成金を既に交付しているときは、期限を定めて、当該助成金の返還を命ずるものとする。

（財産処分制限）

第21条 交付決定者が本要綱による助成を受けて効用を増加した財産を、助成事業完了後10年以内に、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊そうとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

（補則）

第22条 助成金の交付の手続については、千代田区補助金等交付規則（昭和48年千代田区規則第15号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（委任）

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年10月20日から施行する。

附 則（平成10年7月27日10千都建発第28号）

この要綱は、平成10年7月27日から施行する。

附 則（平成12年6月2日12千都建発第43号）

この要綱は、平成12年6月2日から施行する。

附 則（平成14年4月19日14千都建発第8号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月28日16千ま地域発第69号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月15日17千ま地発第140号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月12日18千ま地開発第107号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日19千ま建発第295号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月3日20千ま建指第312号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日22千ま建指発第278号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月16日26千ま建指発第88号）

この要綱は、平成26年7月17日から施行する。

附 則（平成27年3月31日26千ま建指発第334号）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月31日28千環建指発第218号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の要綱中助成額の規定は、前項の日以降に決定される助成について適用し、同日前に決定された助成については、なお従前の額による。

3 改正前の要綱に定める様式による用紙で現に残存するものは、所用の修正を加えてなお、使用することができる。

附 則（平成30年12月28日30千環建指発第151号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日より前に改正前の要綱第7条に規定する建築物の耐震化助成全体設計承認及び改正前の要綱第9条に規定する建築物の耐震化助成決定を受けている施行者は、改正後の要綱第7条に規定する建築物の耐震化助成事業計画承認及び改正後の要綱第9条に規定する当該年度の建築物の耐震化助成交付決定を受けているものとみなす。

3 改正前の要綱第7条に規定する建築物の耐震化助成全体設計承認を受けた者が、この要綱の施行の日以後において改正前の要綱第8条に規定する建築物の耐震化助成申請を行っていない場合で、当該助成申請に係る事業に着手しようとするときは、改正後の要綱第7条に規定する建築物の耐震化助成事業計画承認を受けなければならない。

附 則（平成31年 3 月27日30千環建指発第217号）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月27日31千環建指発第218号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 6 条関係）

費用の区分	助成率と助成限度額
耐震診断に要する費用	（緊急輸送道路） ・耐震診断に要した費用の 4 / 5 ・助成限度額：400 万円
	（一般道路） ・耐震診断に要した費用の 2 / 3 ・助成限度額：265 万円
補強設計に要する費用	（緊急輸送道路） 以下のイ、ロのいずれか低い額の 2 / 3 イ @2,000 円/㎡×延べ面積 ロ 補強設計に要した費用 ・助成限度額：500 万円
	（一般道路） 以下のイ、ロのいずれか低い額の 1 / 3 イ @2,000 円/㎡×延べ面積 ロ 補強設計に要した費用 ・助成限度額：250 万円

※ 複数の見積書が添付された場合における助成対象費用の額は、最も低い見積りの金額を使用するものとする。

※ 助成対象費用は、消費税を除いた額とする。

※ 助成金の額は、千円未満を切り捨てるものとする。

別記 様式の添付書類

様 式	名 称	添付図書
第 1 号	建築物の耐震化助成事業計画承認申請書	<p>（共通事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内訳書（第 1 号様式の 2） ・建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類 ・法人全部事項証明書（法人の場合） ・中小企業者であることが分かる書類（中小企業者の場合） ・確認通知書（写）又は建築年月日を証する書類 ・共有者全員の同意書（建物の所有者が複数の場合） ・管理組合の規約と耐震診断等の実施を決議したことが分かる書類（管理組合等の場合） ・緊急輸送道路沿道建築物であることが確認できる書類（緊急輸送道路沿道の場合） ・案内図、配置図、各階平面図 ・誓約書（重大な不適合がある場合） ・年度ごとの事業費及び事業費に応じた支払い予定額が分かる書類（複数年度にまたがる場合）

		<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断等の見積書（3者以上） ・耐震診断等の工程表（概要） ・その他、区長が必要と認めた書類 (補強設計の場合) ・耐震診断結果報告書（概要版）
第4号	建築物の耐震化助成事業計画変更承認申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・内訳書（第4号様式の2） ・申請内容の変更を示す図書 ・その他、区長が必要と認めた書類
第7号	建築物の耐震化助成事業計画変更報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容の変更を示す図書 ・その他、区長が必要と認めた書類
第8号	建築物の耐震化助成交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の耐震化助成事業計画承認通知書（写） ・その他、区長が必要と認めた書類
第10号	建築物の耐震化助成事業着手届	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書（写） ・工程表
第11号	建築物の耐震化助成交付変更申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の耐震化助成事業計画変更承認通知書（写） ・その他、区長が必要と認めた書類
第14号	建築物の耐震化助成完了実績報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の領収書等（写） ・当該年度の事業費を確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> (1) 耐震診断の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告書（写） ・耐震診断に係る評定書（写） (2) 補強設計の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・補強設計結果報告書（写） ・補強計画に係る評定書（写） ・是正計画書（重大な不適合がある場合） ・その他、区長が必要と認めた書類

様式（略）